

建築協定基準について、下記の基準以上を定めること。

都市計画課

| 行為 | | 景観形成基準 |
|----------|--------|---|
| | | 用途地域 |
| 配置 | | ・外壁若しくはこれに代わる柱の面は、道路境界から1.0メートル以上後退させ、隣接境界線までの距離をできるだけ確保し、ゆとりや潤いのある空間づくりに努めること。 |
| 高さ・規模 | | ・建築物の高さの最高限度は20メートルとする。かつ建築物の階数は地上5階建て以下とする。 |
| 建築物の用途 | | ・第1種住居地域に準ずること。 |
| 形態・意匠・素材 | 外壁 | ・周辺との調和に配慮し、基調色はYR系、N系明度5以上、彩度5以下とすること。 |
| | 屋根 | ・勾配屋根を原則とし、形状や配置については周辺との調和に配慮すること。 ・屋根の色は、原色を避けて黒又はグレーなどの落ち着いた色とする。 ・アンテナ等の設備類は、通りから見えないように配慮すること。 |
| | バルコニー等 | ・建築物全体と調和するよう、形態や意匠及び位置を工夫すること。 ・エアコンの室外機や洗濯物等が通りから直接見えにくい構造・意匠となるよう工夫すること。 |
| | 屋外階段 | ・建築物全体と調和するよう、形態や意匠及び位置を工夫すること。 |
| | 建築設備 | ・建物に付帯する建築設備類及び物置は、できる限り通りから見えないよう工夫すること。 |
| 外部空間 | 植栽・緑化 | ・敷地内の緑化に努めるとともに、周辺景観との調和を考慮し、樹木の配置や樹種の構成に配慮すること。 |
| その他 | 広告物 | ・同一敷地内の広告物表示面積は、10平方メートル以下であること。 ・自己用看板のうち壁面広告物は1カ所とし、表示する壁面の面積の5分の1以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。 ・自己用看板のうち袖看板は1カ所とし、表示面積の合計が5平方メートル以下であること。 ・自己用看板のうち、地上に設置するものは1カ所とし、表示面積が1面5平方メートル以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。 また、道路境界から1.0メートル以上後退させること。 ・地色の彩度は8以下であること。 |
| | 垣又は柵等 | ・かき又は柵の構造は、生垣又は自然素材を使用すること。 ・柵については、フェンス類(高さ1.5m以下、透視可能なもの)とする。 ・フェンス類と併用する場合のコンクリートブロック、煉瓦造り等の高さは0.5m以下とする。ただし安全上支障のある場合は除く。 ・門柱については、高さ1.8m以下、両袖合計3.0m以下とする。 |
| | その他 | ・建築物については、地球温暖化防止に取り組むこと。 |

